

招待論文

植民地朝鮮における公認神祠、無願神祠、在来の村祭り

——村落レベルでの「神社」とは——

青野正明

AONO Masaaki

桃山学院大学国際教養学部教授

【要旨】 戦前、神社神道は非宗教とされ、植民地民を含めて日本国民が参拝する祭祀とされた。植民地朝鮮（1910～1945年）では国体明徴声明以降（1935年～）、皇祖神崇拝（アマテラスへの一神教的な崇拜）を強める神社神道が、日本国民というナショナリズムの形成（＝国民教化）に用いられた。

この立場から本稿では、植民地朝鮮において神社神道が行政に追従し、天皇崇敬システム（国体論）と結びついたことを村落レベルにおいて紹介する。そして、村落レベルでの「神社」とは何かという問題を考えてみる。

まず日本人移住者の村々では、信仰の二重性を見いだすことができた。それは、天照大神（アマテラス）と「内地」の他の神々という祭神の二重性であった。彼らのこのような信仰の二重性に対して、神社行政は天照大神奉斎に吸収させる統制、つまり日本人移住者の国民教化を図る統制を推進していった。

一方、大多数である朝鮮人の村々では地方行政により官製「洞祭」（村祭り）の設置が企図されたことがあった。官製「洞祭」は在来「洞祭」と神社施設が接近して生まれた性質のもので、①神社と在来「洞祭」の習合を図るタイプと、②在来「洞祭」を神社化するタイプに二分される。前者のタイプは神社神道の土着性を重視する施策であったが、1935年以降の国体明徴期にはこのタイプは顧みられず、土着性よりも国民教化を優先させる意図のもとで、後者の在来「洞祭」を神社化する政策が推進された。

戦後、神社神道は単一的なナショナリズム形成をサポートし続けてきた。また、観光地などの神社が栄える一方で、過疎化が進む地方の神社は衰退の途にある。村落レベルにおいて神社とは何か、それは神社神道が今日も問われている問題ではないだろうか。

*用語の説明 神祠：神社の下のクラス

無願神祠：行政から設立許可を受けていない神祠

Official and Unofficial Semi-Shrines and Local Village Rituals in Korea under Japanese Rule: The Significance of Shrines in Villages

Abstract : Before World War II, Shrine Shinto was viewed not as a religion but as a ritual performed by Japanese citizens and other people living in Japan's colonial territory. After the Declaration of Clear Evidence of the National Policy was issued in 1935 amid the Japanese colonial period from 1910 to 1945, Shrine Shinto increasingly focused on the monotheistic worship of Amaterasu Omikami. It was used to support the rise of Japanese nationalism and the process of indoc-

trination.

In view of such background, this paper will reveal how Shrine Shinto complied with the government's policy and played a role in inculcating the extreme veneration of the Emperor and the Imperial system by looking at the situation in Korean villages under Japanese rule. Furthermore, the significance of shrines in villages will be discussed.

In villages where Japanese migrants settled the duality of worship style was observed; that is, they enshrined both Amaterasu Omikami and local deities. In response to this duality, the Japanese administration endeavored to bring these two styles together to promote the worship of the goddess. In other words, the government strengthened the national indoctrination of these Japanese migrants.

Most occupied villages were inhabited by Korean people, and local governments began a new village ritual imitated traditional Dongje. This new ceremony was meant to be an integration of traditional Korean Dongje and shrine facilities. In one form of administrative Dongje the practices of shrines and traditional Dongje were syncretized. In the other form, however, traditional Dongje was transformed into a shrine ritual. The former served as a means of indigenizing Shrine Shinto, but the ritual stopped being held after the issuance of the Declaration of Clear Evidence of the National Policy in 1935. Instead, the latter form of the village ritual was promoted as national indoctrination began to take priority over the indigenization of shrines.

Even after World War II ended, Shrine Shinto contributed to the foundation of monolithic Japanese nationalism. Nowadays, shrines in popular tourist destinations are thriving, whereas those in rural areas with shrinking populations are falling into decline. The significance of having local community shrines has been called into question, and the task of clearly defining this issue is a challenge that Shrine Shinto now faces.

Terminologies

Shinshi : a small auxiliary shrine under the jurisdiction of a larger one

Mugan Shinshi : a semi-shrine unauthorized by the government

1. はじめに

戦前、神社神道は非宗教とされ、植民地民を含めて日本国民が参拝する祭祀とされた。私は国体明徴声明以降（1935年～）、植民地朝鮮（1910～1945年）では神社神道の宗教性により国民教化が強められたと考えている。つまり、皇祖神崇拜（アマテラスへの一神教的な崇拜）を強める神社神道が、ナショナリズムの形成（＝国民教化）に用いられたことを見据える立場に立っている。

この立場から本稿では、植民地朝鮮において変容する神社神道が行政に追従し、天皇崇敬システム（国体論）と結びついたことを村落レベルにおいて紹介する。そして、村落レベルでの「神社」とは何かという問題を考えてみたい。

なお、本稿の下敷きとなる講演では、パワーポイントを使って多くの視覚資料を見ていただいた。以下の本文で文章量の少ない節があるのは、写真等の資料を多く掲載したためであることを付記しておく。

2. 法令にもとづく神社施設の分類

朝鮮総督府は法令により「神社」および「神祠」（神社の下位）を規定していた。そのため、法令と無関係に植民地朝鮮における神社神道の参拝施設を総じて指す場合には、本稿では法令上の神社と区別するために「神社施設」と表記することにする。

表1 神祠数の変遷表⁽¹⁾

年	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928
増加分	11	21	9	5	8	5	18	26	5	-1	22	23
累計	11	32	41	46	54	59	77	103	108	107	129	152

1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942
25	5	4	13	16	25	32	21	14	18	172	144	135	52
177	182	186	199	215	240	272	293	307	325	497	641	776	828

朝鮮総督府は既存の神社施設を公認したり、新たに建てられる神社施設を公認するために、公認すべき神社に一定の基準を設けた。そして、植民地ゆえにその基準を満たせない場合も多いから「特例」としてさらに低い基準の神祠の制度も設けていた。

その低い基準を満たせば既存の神社施設は神祠として公認されるし、新たに建てられる小規模な神社施設も神祠として設立を許可された。⁽²⁾なお、台湾でも法令により「神社」とその下位に位置する「社」が規定されている。

ここで、公認された神社施設には一定の基準が設けられていたことに注目してみよう。敗戦の時点で朝鮮に存在した神社施設を整理してみると、法令にしたがうなら、官幣大社が2社で朝鮮神宮と扶余神宮（未鎮座）、国幣小社が8社、⁽³⁾護国神社が2社、⁽⁴⁾一定の基準を満たして許可された神社（無格社）が70社、⁽⁵⁾同様に許可された神祠が862祠である。以上が公認の神社・神祠である。なお、表1に「神祠数の変遷」をまとめている。

一方で、基準を満たさない等で許可を受けていない非公認の神社施設も存在したはずである。それらは神社行政において無願神祠⁽⁶⁾という範疇に入れられ、その数は不明であるが総督府当局が執拗に統制を続けたことでその存在の多さを推し測ることができる。無願神祠といえば北海道開拓地で移住者たちが建てた神社施設の統制問題を想起させる。朝鮮でも日本人移住者が創る神社施設に対して神社創立許可・神祠設立許可という統制問題が生じたので、無願神祠の存在が注目される場所である。

無願神祠に関して、朝鮮総督府の内部資料に平安南道内における「其ノ实例」⁽⁷⁾が載せられていて、無願神祠の実態を知る手がかりとなる。列挙するなら、「鉾山、炭坑等ニ設立サレタルモノ」、「商店等ノ屋上庭園ニ設立サレタルモノ（例ヘバ京城三越ニ於ケル屋上稻荷神祠ノ如キモノ）」、「遊廓内ニ設立サレタルモノ」となる。これらは日本人移住者の信仰の対象として設けられた神社施設と見なすことができよう。これらの事例以外にも、民間の無願神祠はより多く存在していたものと推測される。これらは「私祭神祠」という分類になり、神社行政では「稻荷祠」「水天神祠」「山神祠」「愛宕

祠」⁽⁸⁾「金刀比羅祠」「恵比寿祠」などの名称で呼んでいた。

その他の無願神祠としては、警察署や学校内にも神祠が設けられる場合があったといわれている。私が具体的に挙げられる事例は、農村振興運動期における警察署の構内神祠⁽⁹⁾や「中堅人物」養成施設⁽¹⁰⁾に設置された神祠である。これらは農村振興運動という政策の一翼を担う役割をもたされていた。一般的に警察署や学校の場合は神宮大麻の奉斎殿と考えられる。これらの無願神祠は行政と関わりがあるため、統制・管理の面で前記のような「私祭神祠」とは区別されていただろう。

3. 日本人移住者の村と神社施設

次は朝鮮の慶尚北道沿岸に日本から漁民が移住して日本人村を形成した九龍浦^{クーリョンポ}（現在の浦項市南区九龍浦邑）を取りあげてみよう。

慶尚南道や慶尚北道の近海は豊かな漁場であったので、南海岸・島嶼部と同様に東海岸にも日本から貧しい漁民や、鮮魚運搬業者・加工業者、彼らを相手に商売をする商人等が多く移住し、漁港が整備され日本人村が形成された。その中の一つが九龍浦である。九龍浦に移住・定住した日本人は二つの勢力に分かれていたようで、一つは多数派である香川県出身の漁民たちの勢力（橋本善吉が中心）で、もう一つは他地域出身の勢力（十河弥三郎が中心）であった。村が栄えていくにつれて、両勢力の間には商権や意思決定権で対立が深まっていったという。しかし、自然港のため防波堤のなかった九龍浦港では、暴風により漁船が転覆して死者まで出していたため、両勢力は1923年（あるいは1921年）⁽¹¹⁾に手を結んで港湾の建築を開始するに至ったそうである。

以上のような背景を念頭に置きながら、九龍浦の神社参拝施設を紹介しよう。「慶尚北道九龍浦市街図」には、最も境内地の広い「九龍浦神社」と次に広い「エビス神社」、そして小さな「稻荷」「不動明神」という名称が記載されている⁽¹²⁾。他に「金刀比羅神社」もあったとされる⁽¹³⁾。移住が一段落ついた時期である1913年には、道路や市街地が整備され、また市街地の裏山には「九龍浦神社」が建立されたという⁽¹⁴⁾。この神社施設は九龍浦の日本人にとって「氏神」であったようだ⁽¹⁵⁾。そして、村民は1929年に総督府に神祠の設立許可申請をし、許可されて神祠（行政上は「神明神祠」）となった。祭神は「天照大神」である⁽¹⁶⁾。

一方、「九龍浦神社」以外の神社参拝施設は、郷土を異にする漁民たち、商人たちの個別の信仰対象であったと理解していい。これらの施設は無願神祠であり、神社行政からは整理すべき統制の対象であった。たとえば、九龍浦の近くでいうと公認された浦項神社および甘浦の「神明神祠」のように、稻荷社の祭神は「倉稻魂命」^{うかのみたま}、金刀比羅社のそれは「大物主命」^{おおものぬし}、恵比寿社のそれは「事代主命」^{ことしろぬし}などと記紀神話の神名で、神社や「神明神祠」に合祀された事例も見られる⁽¹⁷⁾。しかし、九龍浦の場合は合祀されずに各祠が独立して維持されていたと考えられる。ここからは移住民の信仰を把握することが容易ではないことがわかる。

これらの無願神祠の存在から、神社神道の参拝施設における二重性が浮かび上がってくるだろう。すなわち、参拝施設としての神社施設の中で公認・非公認という区別が生じていて、一定の基準を満たした法的な神社・神祠と、許可を受けていないが現地日本人の信仰対象となっている参拝施設＝無願神祠という二重性である。

このような参拝施設の二重性の問題は、むしろ祭神の二重性として理解するならば、日本人移住者と神社行政との拮抗関係がより見えてくるだろう。祭神の二重性とは、天照大神と「内地」の他の神々との間における関係性である。つまり神社行政が神社施設の祭神を統制していくうえで、公認神社・神祠では皇祖としての天照大神を主祭神とし、他の神々は合祀・追祀することにした。そして他の神々を合祀・追祀できない場合は、神社行政はそれらを祀った神社施設を無願神祠として統制するという方針を取ったのであった。このように、神社行政が神社施設の祭神を皇祖神へと統制したことは、故郷を異にする日本人移住者に対して実施した国民教化の一環であったと理解できる。

4. 村落における祭りの場——3種

植民地朝鮮の村落において祭りの場は3種あった。その一つ目に当然ながら朝鮮在来の民間信仰をあげることができる。これは植民地期において「洞祭」と呼ばれていたもので、「内地」の村祭りに相当し、その名称は祭りや祭場を指して使用されていた。

二つ目は日本人移住者が多く住む地域に建てられた神社施設で、これらは日本人移住者や本国政府によって建立されたものである（国幣小社の場合は昇格。詳細は第2節を参照）。神社行政における社格を基準に分けると、公認された神社として官社および民社、公認された神祠、非公認の神社施設である無願神祠という4分類となる。

宮内省や国庫から幣帛料が出される官社には、官幣大社の朝鮮神宮と扶余神宮（未鎮座）、そして八つの国幣小社（民社が昇格）があった。一般の神社である民社は、朝鮮の場合は法令に定める「神社」として創立許可を受けたものになり、すべてが無格社であった。

前述したように、神祠は「特例」の小規模な神社施設で、法令で規定された「神祠」として設立許可を受けたものである。「神祠」として設立許可を受けない場合は、それらの神社施設は神社行政により無願神祠として扱われた。前述した九龍浦を例にあげれば、「九龍浦神社」は法令上の神祠で、他の4社は行政から統制を受ける無願神祠となる。

最後に三つ目として官製「洞祭」があげられる。これは在来「洞祭」と神社施設が接近して生まれた性質のもので、さらに2タイプに分けることができる。これらは①神社と在来「洞祭」の習合を図るタイプと、②在来「洞祭」を神社化するタイプとなる。詳細は第6節で説明しよう。



写真1 在来「洞祭」(江原道の城隍堂)⁽¹⁸⁾

5. 天照大神の性格変化

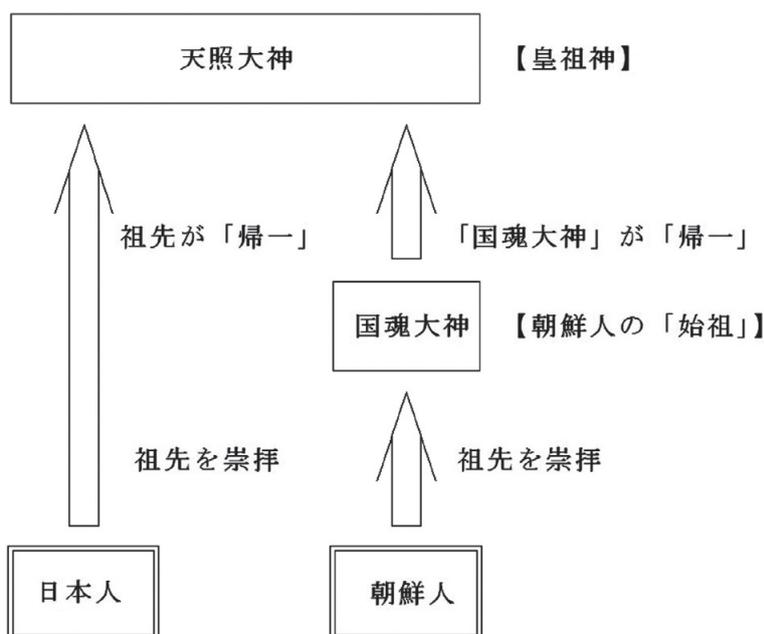
天照大神と明治天皇を祀る朝鮮神宮が竣工し、鎮座祭が執りおこなわれたのは1925年のことである。皇祖神としての天照大神の奉斎は、神社神道が担っていた国民教化において、1920年代の同祖論言説にもとづく単一民族主義的な日本人の国民意識を形成することと関係している。そして、朝鮮神宮での天照大神奉斎はこのような国民意識形成を決定づけるものであった。つまりこの時期の国民教化は、単一民族主義的なナショナリズム（国民主義）の段階であり、日鮮同祖論にもとづき、朝鮮神宮の祭神において天照大神が朝鮮人の祖先神としても位置づけられたことの反映であったといえる。

しかし、満洲事変（1931年）前後以降に状況が変わってくる。1930年代前半の時期までに、神社神道の宗教性に関わる言説が「内地」から朝鮮に流入してくる。たとえば、笈克彦による「古神道」言説の影響を受けた山崎延吉のいわば農民版「天皇帰一」論や、祖先を神格化して神とする加藤玄智の言説、笈の「日本体操（やまとばたらき）」および川面凡児の禊行という身体実践などである。そして、神社神道の宗教性を重視する立場からは土着性として在来「洞祭」が注目されるようになる。

それから、この時期に日本は国際連盟を脱退して国際的に孤立していく。その結果、帝国内における国民統合のために民族的な同質性を求めて、国民教化は帝国日本における多民族帝国主義的なナショナリズムを形成する方向へと進んでいった。言い換えれば、注目されていた在来「洞祭」が施策の対象となり、神社神道がそれらを包摂する方向へと突き進むのである。

その過程において、1935年に本国政府で国体明徴声明が出され、その翌年に朝鮮では心田開発運動が本格的に始動する。この政策のイデオロギーは「国体明徴」と「敬神崇祖」である。心田開発運動において、神となった「祖先」が天照大神に「帰一」という皇祖神崇拜の論理が創り出され、それは国幣小社の祭神に反映している。

つまり、1936年以降に列格される国幣小社（8社、注3を参照）には必ず「天照大神」と「国魂大神」が合祀されたのである。



この合祀における皇祖神崇拜の論理は、朝鮮人を対象とする国民教化の現れであった。その内容は、朝鮮人が自分たちの「始祖」＝国魂大神（クニタマノオオカミ）を通じて天照大神へと「帰一」することを説く論理となるのである。こうして、神社神道は皇祖神崇拜を中心とした天皇崇敬システム（国体論）と深く関わる形で展開されることになったのである（図1を参照）。

図1 皇祖神崇拜の論理⁽¹⁹⁾

6. 村々で土着神は祀られたか

第4節で少し紹介した官製「洞祭」には、①神社と在来「洞祭」の習合を図るタイプと、②在来「洞祭」を神社化するタイプの二つがあった。

①のタイプは、1930年代前半において忠清北道でその事例が見いだされる。同道の永同郡では、朝鮮人の中心人物と日本人指導者の協力のもとで天地神壇という朝鮮式祠堂が建てられた。「内地」の神社中心主義の考え方にもとづき、村人の精神的支柱として建てられたものである。

祭神の「天地大神」や天地神壇という名称、農楽（朝鮮半島に伝わる伝統芸能、打楽器を主体とした演奏や踊り）を演奏したり、その年の豊穰を祈念する「祈年祭」をしたりと、朝鮮在来の要素が見いだせる。一方で、秋祭りを加えている点、農村振興運動に連結させる役割も加味している点など、「日本」的あるいは行政的な要素も見いだせる。その後、この天地神壇を設ける施策は忠清北道全域に拡大された（忠清南道の政策）。この天地神壇の写真が朝鮮神宮の写真帳（1937年）に載せられたことから、神社神道での強い関心がわかるだろう。天地神壇は神社神道から見れば土着性重視のタイプといえる。

一方、②のタイプは1930年代後半において、江原道の村々に里洞祠を設置する政策の中で見いだされる（江原道の政策）。前述したように、国体明徴声明の翌年に朝鮮では心田開発運動が本格的に始動し、神社神道は皇祖神崇拜を中心とした天皇崇敬システム（国体論）と深く関わる形で展開された。

心田開発運動では一面一祠（面は「内地」の行政村に相当）で神祠（天照大神を祀る神明神祠）の増設方針が打ち出され、その方針に合わせて江原道では1936年7月に「洞祭」の神社化が企てられた。それは史料の表現を用いれば「里洞祠の復古改新」策と呼べるもので、在来「洞祭」を廃して神籬（ヒモロギ）に擬した祭壇を設けてそれを里洞祠とし、将来的にそこに社殿を建設して天照大神を祀る神社施設（神祠）にするという政策であった。

2年後の1938年8月の新聞報道⁽²¹⁾によると、3千数箇所ある在来「洞祭」のうち、800箇所が「改善」を終えたが、残りの大多数は「未改善」のままであった。全体から見ると数字的には遅々として進んでいない状況を知ることができるが、一方で800箇所にも及ぶ「里洞祠」が「改善」を終えた、つまり在来「洞祭」が廃されて官製「洞祭」化されたという事実を看過することはできない。なお、この政策は進行が遅れただけでなく、経費問題のために途中で頓挫していたことが確認できる。

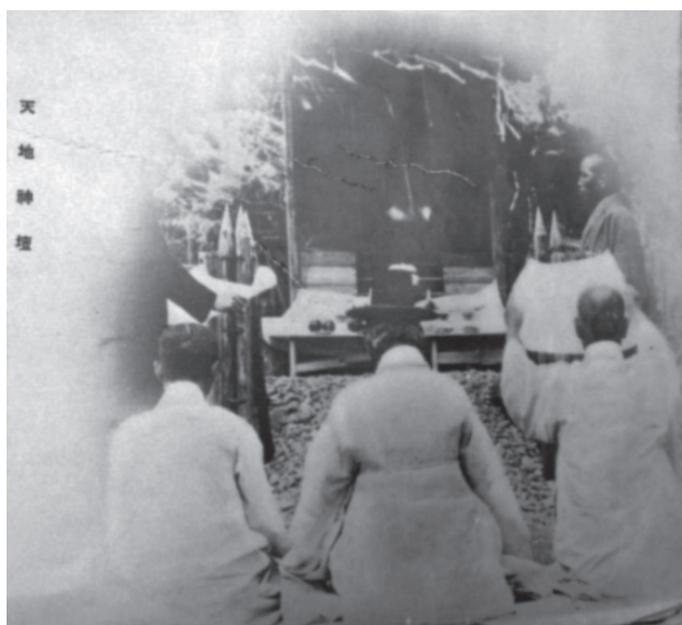


写真2 「天地神壇」での祭り⁽²⁰⁾

この2番目の在来「洞祭」を神社化するタイプの政策は江原道において、国体明徴期に心田開発運動の一環として実施された。言い換えれば、この時期には1番目の神社神道の土着性を重視するタイプは顧みられず、土着性よりも国民教化を優先させる意図のもとで2番目の在来「洞祭」を神社化する政策が推進されたのである。

7. おわりに

本稿を締めくくるに当たり、村落レベルでの「神社」とは何かという問題について、日本人移住者の村々と大多数である朝鮮人の村々に分けて考察してみよう。

まず日本人移住者の村々では、信仰の二重性を見いだすことができた。それは、公認神社・神祠と非公認の無願神祠という参拝施設の二重性であり、同時に天照大神と「内地」の他の神々という祭神の二重性でもある。このような日本人移住者たちにおける信仰の二重性に対して、神社行政は天照大神奉斎に吸収させる統制、つまり日本人移住者の国民教化を図る統制を推進していった。

一方、大多数である朝鮮人の村々では地方行政により官製「洞祭」の設置が企図されたことがあった。これは在来「洞祭」と神社施設が接近して生まれた性質のもので、①神社と在来「洞祭」の習合を図るタイプと、②在来「洞祭」を神社化するタイプに二分された。前者のタイプは神社神道の土着性を重視する施策であったが、1935年以降の国体明徴期に朝鮮で心田開発運動が開始すると、このタイプは顧みられず、土着性よりも国民教化を優先させる意図のもとで、地域は限られたが2番目の在来「洞祭」を神社化する政策が推進された。

ここでは神社神道が植民地支配と関係した問題はひとまず置いて、神社神道において国体論という天皇崇敬システムと結びついたことによって、土着性よりも国民教化が優先されたという事実に注目してみよう。この事実から考えさせられるのは、村落レベルにおいて神社とは何かという問題である。神社とは村々などの地域社会において、そしてそこに住む人々にとってどのような存在なのか。

戦後、神社神道は単一的なナショナリズム形成をサポートし続けてきたのではないか。「私日本人でよかった」と書かれたポスターが作られたことも一例だが、神社神道が単一的なナショナリズム形成を後押しするような姿が近年に目立っている。また、旧官国幣社や観光地の神社が栄える一方で、過疎化が進む地方の神社は衰退していて、なぜか置き去りにされているように見えてしまう。村落レベルにおいて神社とは何か、それは神社神道が今日も問われている問題ではないだろうか。

注

- (1) 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』（1917～1942年の各年）に掲載の設立許可された神祠数にもとづき、筆者が作成した。
- (2) 神社寺院規則（総督府令第82号、1915年）は、神社と日本の仏教「寺院」に関して、主に創立の手続き等を規定した法令で、1936年8月に分離制定されて神社部分は神社規則（総督府令第76号）となった。神社の運営面・設備面での基準を明示することが重視された法令である。創立許可申請で創立の事由や神社の称号、創立地名、祭神、境内地の広さや状況、創立費や支弁・維持の方法、崇敬者数等を具申することが規定され、崇敬者30名以上の連署、「社殿及拝殿」を備える等の基準も明示された。

また、崇敬者、神職、社殿等の設備などで神社の基準を満たすことが困難な場合（植民地に特有な状

- 況)、「特例」として認められた施設が神祠である。「神祠ニ関スル件」(総督府令第21号、1917年)では、神祠に関して神社よりも低い基準が規定されている。これも1936年8月に改正された(総督府令第79号)。第1条で神祠が、「本令ニ於テ神祠ト称スルハ神社ニ非シテ公衆ニ参拝セシムル為神祇ヲ奉祀スルモノヲ謂フ」と定義されている。
- (3) 京城神社、龍頭山神社、大邱神社、平壤神社、光州神社、江原神社、全州神社、咸興神社となる。
 - (4) 朝鮮には二つの師団のそれぞれの中心に京城護国神社と羅南護国神社が創建された。
 - (5) 以上の神社・神祠の数字は、青井哲人『植民地神社と帝国日本』(吉川弘文館、2005年)74頁の図「内地・台湾・朝鮮における神社行政と神社階層制度」を参考にした。
 - (6) 府尹・郡守・島司宛の全羅南道内務・警察部長通牒「無願神祠ノ建立ニ関スル件」(1934年9月1日)の題目に見られるように、朝鮮でも神社行政は「無願神祠」の語を用いていたと考えられる。同通牒は全羅南道編『現行全羅南道例規集・内務』(1937年)に収録。同資料は韓国の国家記録院所蔵。
 - (7) 各道知事(平安南道を除く)宛の内務局長通牒「神祠創立ニ関スル件」(1933年8月)。朝鮮神職会編『朝鮮神社法令輯覧』(帝国地方行政学会朝鮮本部、1937年)に収録。
 - (8) 小山文雄『神社と朝鮮』(朝鮮仏教社、1934年)に、「私祭神祠」の例としてあげられている(141頁)。
 - (9) たとえば、全羅北道長水郡の長水警察署は構内に「大麻殿」が奉祀されていた。これは神宮大麻(伊勢神宮から頒布された御札)を奉斎した神祠と思われる。『自力更生彙報』第31号の八尋生男「全北に於ける農民訓練所その他(2)」(1936年3月20日、9頁)による。
 - (10) 朝鮮総督府編『農山漁村に於ける中堅人物養成施設の概要』(1936年)に掲載された養成施設の中には、敷地内に「神祠」が設けられている事例も少なくない。
 - (11) 趙重義・権善熙著、中嶋一訳『韓国内の日本人村——浦項九龍浦で暮した』(アルコ〔浦項〕、2009年初版・2012年改訂版)88~91頁。同資料は浦項市庁で頂戴した。
 - (12) 発行年不明のこの市街図は同前書の巻末に収録。2013年8月27日に私は現地を訪れ、4社の跡地を確認した。
 - (13) 前注で記した調査時に、浦項市の文化観光解説者の方から、九龍浦在住の95歳(推定)の古老から聞いたという話を伺った。それによると、「金刀比羅神社」は現在の水協(水産業協同組合)が建っている場所にあったそうである。また同古老によると、解放後に「九龍浦神社」跡地に九龍浦公園を造る際、「不動明王」の祠にあった小さな石像と、「金刀比羅神社」にあった狛犬2体がこの公園に移されたという。調査時にも石像と狛犬は公園に置かれていた。
 - (14) 「九龍浦神社」の建立、道路の修築、市街地整理が1913年になされたことは、『九龍浦の中の日本』という浦項市が発行した小冊子(日本語、発行年不明)の、「九龍浦公園周辺造成」の年表に記載されている。だが、同小冊子が「参考」にした浦項市史編纂委員会編『浦項市史』上巻(浦項市、1999年)、および後継の同委員会編『浦項市史』第1巻(浦項市、2010年)を確認したところ、「九龍浦神社」の建立に関する記載はない。おそらく「九龍浦神社」の建立の部分は、前掲『韓国内の日本人村』の作成過程で元移住者から得た情報により書かれたものと推測できる。
 - (15) 2009年10月に九龍浦会(九龍浦からの日本人引き揚げ者が1978年に結成、前掲『韓国内の日本人村』155頁による)の会員ら15名が九龍浦を訪れた際に、前掲の文化観光解説者が、「九龍浦神社」は彼らの「氏神」だったと会員が語るのを聞いている。
 - (16) 岩下伝四郎編『大陸神社大観』(大陸神道連盟、1941年)「神社大観編」「附録編」に掲載の「朝鮮神祠一覽」による。
 - (17) 同前。たとえば、慶尚北道慶州郡甘浦里の「神明神祠」(1927年に設立許可)の場合は、祭神が「天照大神、事代主命、大物主命」である。前掲『大陸神社大観』の「神社大観編」「朝鮮篇」によると、同道迎日郡浦項邑の浦項神社(1923年に創立許可)の祭神は「天照大神、大物主命、倉稲魂命」であった。
 - (18) この写真は、『朝鮮の郷土神祀・部落祭』(〔朝鮮総督府〕調査資料第44輯、1937年)の巻末に掲載されている(9頁)。

- (19) 日本人と朝鮮人が天照大神に「帰一」する皇祖神崇拜の論理を筆者が図にした。
- (20) この写真は、朝鮮神宮の鎮座十周年記念写真集である『恩頼』（朝鮮神宮奉賛会、1937年）に掲載されている（142頁）。
- (21) 「江原道内三千余個所／里洞祠復旧更新／洞民^に에 敬神思想啓導^{せんとう}코스／今年中九百処改善」『毎日新報』1938年8月7日付〔夕刊〕、3面（「中東版」）。

参考文献

- 青野正明『帝国神道の形成——植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年
- 青野正明「植民地朝鮮の神社に祀られなかった神々——宗教的な法的秩序の内と外」
- 磯前順一・川村覚文編著『他者論的転回——宗教と公共空間』ナカニシヤ出版、2016年

編集室注：本論は、2017年2月25日神奈川大学横浜キャンパス1号館で開催された、2016年度第三回公開研究会「植民地期、台湾の社・祠 VS. 朝鮮の神祠・神明神祠——村落レベルにおける海外神社の比較検討——」（主催：神奈川大学非文字資料研究センター）での講演を原稿化したものである。